

指名停止について

記者発表資料

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置を行ったので、お知らせします。

平成29年8月2日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 金田 好章
契約管理係長 下地 公介
TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 伊計 敬三
管理第二係 永田 千春
TEL 098-866-0031 (内 81321、81324) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
(株) 共和総業	那覇市泊 1-12-12

2. 指名停止措置期間：

平成29年8月2日 ~ 平成29年10月1日（2ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

(株) 共和総業の元専務は、渡名喜村発注の多目的拠点整備工事に関し、村長から事前に入札に関する情報を教わり公正な入札を妨害したとして、平成29年6月16日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の疑いで沖縄県警に逮捕され、同年7月7日に起訴された。

5. 指名停止措置理由

本件については、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年8月6日付け総会計第642号）別表第2第8号イの措置要件に該当するとして指名停止措置を講ずるものである。

○沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2 抜粋

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 イ 当局の所管する区域内の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内